

平成 25 年 3 月 4 日
新潟市財務部契約課長

建設工事入札参加者各位

補助技術者の配置について

建設業を取り巻く環境の変化などがある中で、特に、人材育成が喫緊の課題と言われていることに鑑み、若手技術者育成の観点から、下記により補助技術者の配置を認めるとともに、その実績を配置技術者の実績として認めることとしましたので、お知らせいたします。

1. 緩和措置の内容

主任（監理）技術者のほかに補助技術者 1 名の配置を認める。

2. 緩和措置の対象工事

新潟市の発注工事すべて（新潟市水道局、新潟市民病院発注案件を除く）

3. 補助技術者の兼務

①技術者の専任を要しない工事の補助技術者の兼務は可能とする。

②現場代理人との兼務を認める。

※補助技術者として配置される同一工事の現場代理人と兼務可能ですが、その場合は他の工事の補助技術者にはなれません。

4. 補助技術者の資格

主任（監理）技術者となりうる実務経験者および国家資格保有者

5. 提出書類

契約締結後、補助技術者名を記載した「工事着手届、現場代理人、主任技術者等決定・変更届」を発注課に提出するものとする。

6. 対象金額

予定価格が 250 万円超の建設工事

7. その他

①本運用に基づいて配置した補助技術者の取扱いは、主任（監理）技術者の取扱いと同様とします。

②受注時又は変更時に工事請負代金が 500 万円以上となった場合は補助技術者をコリンズ（技術者情報）へ登録して下さい。

8. 本運用の適用時期

平成 25 年 4 月 1 日以降に指名通知、入札公告案件から適用

工 事 着 手 届
現場代理人，主任技術者等決定・変更届

平成 年 月 日

新潟市長 様

請 負 者 住 所

氏 名 印

下記のとおり工事に着手し，現場代理人，主任技術者等を決定・変更しました。

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	新潟市
工事着手年月日	平成 年 月 日
現 場 代 理 人	
主 任 技 術 者	
監 理 技 術 者	
補 助 技 術 者	
現場代理人に 委任しない事項	

- ・ワード版の場合は，専門技術者欄を利用し「補助」に修正して下さい。
- ・PDF版の場合は，「専門」を二重線で引き，上段空白欄に「補助」と記載して下さい。

- 注 1 監理技術者は，建設業法第26条第2項に該当する場合にのみ記入すること。
2 専門技術者は，建設業法第26条の2に該当する場合にのみ記入すること。